

**判断**：申告通りであれば、兼業に非常に多くの時間を要する。実施場所および学会等との併用、大学内兼業も大学として考える必要がある。また、大学施設内での実施など組織への利益相反、本務への影響が考えられる。

**④講座等の関係者**

○教員、学生との産学連携環境は適切か。

**判断**：適切と判断される（ヒアリングより）。

**⑤社会的説明**

○産学官連携活動が社会的説明責任を果たせるものか。社会的納得が得られるものか。

**判断**：兼業申請先から寄附金や共同研究など外部資金は導入されていないが、全体に兼業数が多くなり、社会的説明が難しくなりつつある。

**⑥大学の基本方針の確認**

○大学の基本方針にマッチしたものか。

**判断**：臨床試験等に積極的に参加することは、文部科学省からも通達があり、積極的に推進する方針に合致している。

**⑦責務相反状態の考察**

○実施時間数、実質時間数、実施回数は適当か。

**判断**：問題なく、大学の基本方針以下である。

○本務との関係は適切か。

**判断**：本務に影響はないと判断されるが、これ以上の兼業状態になると影響が考えられる。

**⑧法的違反・学内規則違反**

○兼業申請数、兼業実施において、大学の教員としての義務を果たしているか。

**判断**：義務を果たしている（すべて申請されている）。

○研究推進・社会貢献等が盾になっていないか。

**判断**：研究推進、社会貢献が優先されていない。

○兼業が妥当か。

**判断**：本兼業は、研究者の専門的知識を応用した兼業であり、兼業は妥当である。

**(2)産学官連携全体の利益相反状況の検討**

本事例は、教員の産学官連携環境を総合的に解析した仮想事例である。

**①兼業による金銭等利益授受の状況**

○兼業件数は適当か

**判断**：14社への兼業は多いと判断される。兼業許可件数の大学の許可基準を設定し、マネジメントが必要と判断される。

○年間総報酬は適当か：

**判断**：適当と判断される。大学の基準が年収までと決められている。

○親族の利益授受があるか：

**判断**：自己申告書等からない。

**②公的に承認された資金の獲得状況**

○共同研究の実施による利便状況は適当か。

**判断**：兼業内容が臨床関連であることから、兼業先との共同研究成果に対してバイアスなどの疑念を持たれることが考えられる。

○受託研究の実施による利便状況は適当か。

**判断**：なし

○寄附金の取得による兼業先との利便関係と社会的説明責任への対応は十分か。

**判断**：寄附金額が非常に大きく、さらに兼業先から直接の寄附を受けていることから、臨床関連の兼業は辞退すべきと判断される。社会的説明は難しい。

○寄附金が兼業先の業務内容に対して疑念やバイアスを発生させる原因となっていないか。

**判断**：研究者は、疑念やバイアスが発生するとは考えていないが、社会からの疑念は避けられない。